

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用するお子さんの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯のお子さんも対象になります。

利用する施設	対象者	上限額	事前手続き
幼稚園 保育所 認定こども園	3歳児クラスから5歳児クラス の全てのお子さん ※幼稚園は入園に合わせて満3歳から対象 ※0歳から2歳の住民税非課税世帯のお子さんも対象	全額 (新制度未移行の幼稚園は 月額25,700円まで) ※給食費や送迎費等は保護 者負担です	必要ありません ※新制度未移行幼稚園 は新1号認定の申請が必要 です
幼稚園等の 預かり保育	保育の必要性のある3歳児クラス から5歳児クラスのお子さん ※保育の必要性のある0歳から2歳の住民税 非課税世帯のお子さんも対象	日額450円(最大月 額11,300円まで) ※給食費や送迎費等は保護 者負担です	事前に「保育の 必要性の認定」 を受ける必要が あります
認可外保育施設 一時預かり 病児保育	認可保育所、認定こども園等を 利用していない、保育の必要 性のある3歳児クラスから5歳 児クラスのお子さん ※保育の必要性のある0歳から2歳の住民税 非課税世帯のお子さんも対象	月額37,000円まで ※給食費や送迎費等は保護 者負担です	事前に「保育の 必要性の認定」 を受ける必要が あります

(注)3歳児クラスのお子さんとは、今年度の4月1日時点で満3歳になっていたお子さんのことをいいます

問い合わせ先: 弘前市健康こども部こども家庭課 TEL:0172-35-1131